

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県調理士条例施行規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区役員就任届の訂正
- 建設業者の登録
- 建設業者の更新登録
- 定例県議会の招集
- ◇教委告示 昭和三十二年度県立学校児童生徒卒業式日程
- ◇電気訓令 鳥取県電気局公印規程の一部改正

## 規則

鳥取県調理士条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第一号

鳥取県調理士条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県調理士条例施行規則（昭和三十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中各号列記以外の部分を次のように改める。

（試験）

第二条 例第三条第三項に規定する調理士試験は、次の科目について行う。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第三条第四項に規定するふぐ調理士試験は、次の科目について行う。

一 ふぐ及びふぐ毒に関する知識

二 ふぐ調理

第三条中「知事は」の下に「条例第三条第三項及び第四項の規定による」を加える。

第四条中「試験を受けようとする者は」の上に「条例第三条第三項に規定する調理士」を加え、同条第三号中「手札型」を「名刺型」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条第四項に規定するふぐ調理士試験を受けようとする者は、ふぐ調理士試験受験願(様式第一号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 鳥取県調理士免許証の写
- 三 写真(名刺型正面脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの)

第五条から第九条までを次のように改める。

(合格証書)

第五条 条例第三条第三項又は第四項に規定する試験に合格した者には、合格証書(様式第三号)を交付する。

(免許の申請)

第六条 条例第四条の規定により調理士(ふぐ調理士を含む。)免許を受けようとする者は、調理士(ふぐ調理士)免許申請書(様式第四号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、他の都道府県において調理士(ふぐ調理士を含む。)の免許を受けた者は、当該都道府県のその旨

を証する書面をもつて合格証書に替えることができる。

- 一 合格証書の写
- 二 戸籍抄本
- 三 条例第五条第一号及び第二号に該当しないことを証する保健所の診断書

(免許証の様式)

第七条 条例第四条第二項に規定する調理士免許証及びふぐ調理士免許証は、それぞれ様式第五号及び様式第六号による。

(免許証の書換申請)

第八条 調理士(ふぐ調理士を含む。)は、本籍又は氏名を変更したときは、一箇月以内に調理士(ふぐ調理士)免許証書換申請書(様式第七号)に調理士免許証(ふぐ調理士免許証を含む。)及び戸籍抄本を添えて知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

第九条 調理士(ふぐ調理士を含む。)が免許証をき損し又は亡失したときは、調理士(ふぐ調理士)免許証

再交付申請書(様式第八号)に、き損の場合は免許証を、亡失の場合はその理由を具して十五日以内に知事に提出しなければならない。

第十条を第十五条とし第九条の次に次の五条を加える

(免許証の返納)

第十条 調理士(ふぐ調理士を含む。)が、次の各号の一に該当するときは、直ちに免許証を知事に返納しなければならない。

- 一 条例第六条の規定により免許を取り消されたとき
- 二 免許証の再交付を申請した後亡失した免許証を発見したとき

2 調理士(ふぐ調理士を含む。)が死亡し又は失そのの宣告を受けたときは、営業者、管理者又は同居の親族は免許証を添えて一箇月以内に知事に届け出なければならない。

(認証の申請)

第十一条 条例第七条第二項に規定する認証を受けようとする者は、認証申請書(様式第九号)にふぐ調理士

を専任者として設置したことを証するにたる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、認証したときは認証書(様式第十号)を交付しなければならない。

3 条例第七条第三項に規定する表示は、所在地を管轄する保健所の検印ある標札(様式第十一号)を掲げることによつて行わなければならない。  
(認証書の書換再交付等)

第十二条 条例第七条第四項の規定による認証事項中、次の各号の一に変更のあつたときはすみやかに認証書書換申請書(様式第十二号)に認証書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 専任ふぐ調理士の氏名
- 二 屋号

2 認証をき損し又は亡失したときは、直ちに認証書再交付申請書(様式第十三号)に、き損の場合は認証書を添え、亡失の場合はその理由を具して知事に提出しなければならない。

(認証書の返納)  
第十三条 条例第七条第二項の規定に基き知事の認証を受けた者は、次の各号の一に該当するときは直ちに認証書を知事に返納しなければならない。  
一 ふぐを調理して、これを販売又は授与することを廃止したとき  
二 認証書の再交付を申請した後亡失した認証書を発見したとき

2 認証申請者が死亡したとき(法人の場合は解散したとき。)は、親族若しくは管理者(法人の場合は清算人)は一箇月以内にその旨を具して認証書を知事に返納しなければならない。  
(ふぐ調理その他)  
第十四条 条例第七条、第八条及び第九条にいうふぐ調理とは、ふぐを食物として直接食べられるように作りかえる作業のことであつて、ふぐ内臓の除去及び乾物として加工するための作業は含まないものとする。

2 ふぐ調理士は、ふぐの調理をする場合内臓(こう丸

を除く。)その他毒性のある部分を一定の容器に収容除去し、食することができないよう完全に処理しなければならない。  
様式第一号を次のように改める。

様式第一号

調理士試験受験願  
(ふぐ調理士試験受験願)  
収入証紙をはりつける  
本籍 住所 氏名  
年 月 日生  
鳥取県調理士条例第三条の規定による調理士試験を受けたので、関係書類を添えてお願いたします。  
昭和 年 月 日  
氏名  
鳥取県知事 殿

様式第二号中「二年」を「三年」に改める。  
様式第三号及び第四号を次のように改める。

様式第三号

第 号 合格証書  
本籍 住所 氏名  
年 月 日生  
右の者は昭和 年 月 日施行したふぐ調理士試験に合格したことを証する。  
昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

様式第四号

調理士免許申請書  
(ふぐ調理士免許申請書)  
収入証紙をはりつける  
本籍 住所 氏名  
年 月 日生  
鳥取県調理士条例施行規則第六条の規定により調理士免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。  
昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

様式第六号

様式第六号及び第七号を次のように改める。

ふぐ調理士免許証  
(裏面)  
7.5センチメートル  
11センチメートル  
黒クロス金文字カバー



(第9面)

事 記

注 意 事 項

- 一、本免許証は従業中必ず携帯し、関係職員の請求があったときは呈示すること。
- 二、本籍、氏名を変更したときは、一箇月以内に免許証の書換を知事に申請すること。
- 三、免許証をき損又は亡失したときは、十五日以内に免許証の再交付を知事に申請すること。
- 四、免許を取り消されたとき又は本人が死亡したときは、直ちに免許証を知事に返納すること。
- 五、ふぐの有毒部分は、決して調理してはならない。

様式第七号

調 士 (ふぐ調理士) 免許証書換申請書

収入証紙  
をはりつ  
ける

本籍  
住所  
氏名

年 月 日生

次のとおり本籍(氏名)を変更したので鳥取県調理士条例施行規則第八条の規定により免許証の書換を受けたいから、関係書類を添えて申請します。

記

変更事項  
新 本籍(氏名)  
旧 氏名

鳥取県知事 殿

名 印

様式第七号の次に次の六様式を加える。  
様式第八号

調 士 (ふぐ調理士) 免許証再交付申請書

収入証紙  
をはりつ  
ける

本籍  
住所  
氏名

年 月 日生

免許番号

調 士 (ふぐ調理士) 免許証をき損(亡失)したので、鳥取県調理士条例施行規則第九条の規定により、免許証の再交付を願いたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式第九号

認 証 申 請 書

収入証紙  
をはりつ  
ける

申請者住所氏名  
(法人の場合はその名称、事務所の所在地、代表者の氏名)

営業所在地  
営業の種類及び屋号

ふぐ調理をするため、次の専任ふぐ調理士を設置したので、鳥取県調理士条例施行規則第十一条の規定により認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

ふぐ調理士の氏名及び免許番号

昭和 年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式第十三号

認証書再交付申請書

収入証紙  
をはりつ  
ける

申請者住所氏名  
(法人の場合はその名称、事務  
所の所在地、代表者の氏名)

営業所所在地  
認証書番号

認証書をき損(亡失)したので、鳥取県調理士条例施行規  
則第十二条の規定により認証書の再交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿  
氏 名 印

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

様式第十号

第 号  
認 証 書

営業所所在地  
屋号及び業者氏名  
当営業所で次のふぐ調理士が従事していることを認証する。

免許番号 第 記  
氏 名 号  
昭和 年 月 日  
鳥 取 県 印

様式第十一号

鳥取県  
認証済  
ふぐ調理営業

厚さ一・五センチメートル以上の木札であること。

様式第十二号

認証書書換申請書

収入証紙  
をはりつ  
ける

申請者住所氏名  
(法人の場合はその名称、事務  
所の所在地、代表者の氏名)

認証書記載事項中次のように変更がありましたので、鳥取  
県調理士条例施行規則第十二条の規定により認証書の書換  
を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記  
認証書記載事項中次のように変更がありましたので、鳥取  
県調理士条例施行規則第十二条の規定により認証書の書換  
を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
新 旧  
ふぐ調理士の氏名及び免許番号(屋号)  
昭和 年 月 日  
氏 名 印  
鳥取県知事 殿

告 示

鳥取県告示第五十二号

北条砂丘土地改良区から、さきに届出のあつた就任役員  
について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十三年二月二十一日  
鳥取県知事 遠 藤 茂  
理 事 石 田 富 一 とあるを、  
" 石 田 富 一 と訂正する。

鳥取県告示第五十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定によ  
り次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十三年二月二十一日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (ほ)第八九号	昭三三、一〇、一九	釜田組	鳥取市鹿野町一四	釜田 定幸
第四一〇号	〃	石田建設合資会社	倉吉市岡田一九ノ二	石田 永寿
第一七号	〃	森種組	西伯郡岸本町岸本二五八ノ五	森種 福平
第四七号	〃	共栄建設有限公司	〃 大山町大字坊領四、三七五	森 晃
第八〇号	〃	遠藤組	〃 西伯町上中谷六三〇	遠藤 忠治
第五七号	〃	田守組	米子市八幡四七七ノ一	田守梅太郎
第六七号	〃	久古組	〃 万能町六四	久古 一夫
第七五号	〃	吉木組	〃 末広町五	吉木 武美
第七二号	〃	大原組	〃 末広町	大原 廉男
第七九号	〃	有限会社笠井建設	〃 万能町三八	笠井金治郎
第八一〇号	〃	小村組	〃 角盤町四丁目一八	小村 一夫
第五六号	〃	竹田組	〃 富士見町二丁目四三	竹田 正元
第一一七号	〃	加藤組	鳥取市横原	加藤 富治
第一一九号	〃	林組	〃 古海	林 益次郎
第一二〇号	〃	山口電業株式会社	〃 元魚町二丁目三	上田 隆治
第五九号	〃	株式会社旭工務店	倉吉市西仲町二、六五七	山榊 儀保

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (ほ)第四七六号	昭三三、九、二八	株式会社朝日工務店	米子市加茂町二丁目六	齊木千代徳
四七七号	〃	有限会社河崎水道工業所	鳥取市西町三三六	河崎 丈夫
四七八号	〃	〃 中山木材建設	西伯郡中山町大字塩津九三七	増井 初蔵
四七九号	〃	〃 河原水道商会	八頭郡河原町渡一木	福田 勲
四八〇号	〃	〃 一〇、三一 葉狩土建	〃 智頭町大字中原三七二	葉狩 徹二
四八一号	〃	〃 一、九 山浦組	日野郡多里村大字湯河六九八	山浦 定義
四八二号	〃	〃 一、二八 森石組	倉吉市小鴨五七九	森石 秀春
四八三号	〃	〃 一三、一二 共栄組	鳥取市立川町五丁目一〇二	黒坂 義雄
四八四号	〃	岸田建設	八頭郡船岡町上野一八	岸田長太郎
四八五号	〃	〃 一二、二四 山田建設有限公司	〃 河原町大字八日市二九三	山田 茂

鳥取県告示第五十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十三年二月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第一一五号	一、一四	長谷川商会	米子市道笑町二丁目二	松本 豊年
第三三号	一、二二	沢 田 組	日野郡伯南町矢戸	沢田 千松
第六三号	竹 田 組	八頭郡丹比村大字南三五一	竹田 実藏	
第四〇三号	一、三	坂口工務店	若桜町大字小船	坂口 実
第四〇五号	一、一五	横 川 組	智頭町大字大内	横川菊治郎
第四〇六号	一、一七	沢 田 組	東伯郡赤碓町大字出上	沢田 徳一
第一二八号	一、二一	株式会社河津工務店	米子市道笑町二丁目一三九	河津 乙松
第二八九号	一、二一	有限会社芽野組	紺屋町一三四	芽野 節明
第二九〇号	一、二一	寿 鉄 工 所	博労町四丁目	三沢 良雄
第二九二号	沢 玉 組	日野郡江府町江尾		沢田玉次郎
第二九一号	株式会社米子鉄工所	米子市東町九九		小林 昇
第二八三号	九、三〇	森 尾 組	鳥取市東品治町一五七	森尾 剛

鳥取県告示第五十六号

昭和三十三年二月二十八日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十三年二月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

昭和三十三年度県立学校児童生徒卒業式を次のとおり行ふ。

昭和三十三年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

昭和三十三年度県立学校児童生徒卒業式日程

学 校 名	日	時	場 所
鳥取東高等学校	昭和三十三年三月十日	午前九時	鳥取市立川町五丁目一〇
鳥取西高等学校	"	午前十時	東町二
鳥取工業高等学校	"	"	立川町五丁目三三〇
鳥取農業高等学校	"	"	湖山一、二五八
岩美農業高等学校	"	"	岩美郡岩美町浦富七〇八
八頭高等学校	"	"	八頭郡家町久能寺七二五
智頭農林高等学校	"	午前十時三十分	智頭町智頭七一の一
青谷高等学校	"	"	気高郡青谷町北浜二九一
倉吉東高等学校	"	午前十時	倉吉市堺町二丁目二〇一
倉吉西高等学校	"	"	余戸谷町三、〇五八



倉吉農業高等学校	"	午前十時三十分	"	大谷一六六
河北農業高等学校	"	"	"	上井町四三〇
由良育英高等学校	"	午前十時	"	東伯郡由良町由良宿一、〇六八
米子東高等学校	"	午前十時三十分	"	米子市勝田町三〇七
米子西高等学校	"	午前九時三十分	"	錦町一丁目一〇三
米子南高等学校	"	午前十時	"	長砂町一八八
米子工業高等学校	"	"	"	博労町四丁目二二〇
境高等学校	"	"	"	境港市東本町二
境水産高等学校	"	"	"	山中二、〇六四
養良農業高等学校	"	"	"	西伯郡淀江町今津二八六
法勝寺農業高等学校	"	"	"	西伯町法勝寺とかまえ地内
根雨高等学校	"	"	"	日野郡根雨町中租三三八の一
日野産業高等学校	"	"	"	黒坂町黒坂紺屋田一、一一〇の一
鳥取ろう学校	三月二十四日	午前十時	"	鳥取市立川町五丁目
鳥取盲学校	三月二十日	午前十時	"	"

(注) 卒業式場は各学校とも本校講堂とする。

### 電気事業訓令

鳥取県電気事業訓令第一号

局 本 庁 一 般  
各 事 業 所

鳥取県電気局公印規程（昭和三十二年七月鳥取県電気事業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年二月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条に次のただし書を加える。

ただし、これと異なるものを新調又は改刻しようとするときは電気局長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、昭和三十三年一月十四日から適用する。